

平成 23 年 1 月 6 日（木）

於：農林水産省 8 階 水産庁中央会議室

水産政策審議会

第25回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開会	1
2. 委員出欠状況報告	1
3. 水産庁漁港漁場整備部長あいさつ	1
4. 配付資料確認	3
5. 議事	
(1) 審議事項	
諮問第186号 行政不服審査請求について	3
諮問第187号 行政不服審査請求について	4
諮問第188号 行政不服審査請求について	4
(2) その他	
平成23年度予算の概要について	10
次回日程について	19
6. 閉会	19

開 会

○宇賀神計画課長 水産庁計画課長の宇賀神です。予定の時刻になりましたので、ただいまより第25回漁港漁場整備分科会を開催いたします。

委員出欠状況報告

○宇賀神計画課長 本日の委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中5名の委員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

水産庁漁港漁場整備部長挨拶

○宇賀神計画課長 それでは、議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長からごあいさつを申し上げます。

○橋本漁港漁場整備部長 改めまして、あけましておめでとうございます。委員各位におかれましては、年の初めの大変お忙しいときにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

年の初めでございますので、今年のことを若干お話ししたいと存じますが、今年はやはり水産の行政にとりましても大きなチャレンジの年であると考えております。昨年末、水産予算の4分の1をかき集めてつくりました、新しく始める水産の資源管理・漁業所得補償対策というのを創設したわけでございますけれども、これを4月からきちっと実行していくためにも、津々浦々、そして浜の隅々に至るまで、皆様にこれを知っていただき、そしてこれらを成功裏に導いていくことが非常に重要なことであると考えております。

従いまして、私ども基盤整備につきましても、この資源管理を一体的に行って資源の回復を図っていくべく、漁場の環境の整備、昨年より水産環境の整備という名前を新たに立ち上げて一生懸命やらせていただいているわけですが、これまでの魚をとる漁場だけを重点的にやるのではなくて、魚が生まれて、育って、そして最後にまた親になって卵を産む

までのいろんな段階の環境をよくしていこうということで、藻場・干潟から沖合までいろんな形で整備をしていくということを取り組んでおりますが、こういうものに力を入れていきたいと思います。

また、ＴＰＰ等が話題になっておりますけれども、農林水産業がグローバルな世界の食糧の需給、あるいは国際間の企業あるいは産地間の競争などに大きく影響を受けることはある意味やむを得ないことではないかなと考えているわけですが、基盤整備におきましても、漁港が担う水際から消費地への発送までの衛生管理を徹底するという。また併せて、その衛生管理を守ったままで初期の段階の加工処理などを現地で推進していくということで、資源をより有効に活用して競争力のある水産業をつくっていくことができるのではないかと考えておきまして、これらについてのお手伝いをしたいと考えておる次第であります。

また、後ほど御説明いたしますが、私どもが今行っております水産基盤整備事業は、第２次の漁港漁場整備長期計画というのに基づいてやっておるわけですが、これが４月から最終年度を迎えることになります。これまでの計画の進みぐあいを点検いたしまして、またこの４年間に起こってきた新たないろいろな問題、課題を解決していくにはどうしたらいいのかということではいろいろな議論をしていきたいと思っておりますし、この審議会の委員各位にもいろんなところでお話をし、そして改定の検討を進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございますが、本日の議題といたしましては、千葉県の銚子漁港におけます行政不服審査請求を行っていただきたいと思います。また、あわせて、昨年度末に閣議決定いたしました平成２３年度予算案の漁港漁場整備関係部分を御説明いたしたいと存じます。委員各位におかれましては、是非よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、簡単ですが、ごあいさついたします。よろしくお願いいたします。

○宇賀神計画課長　ありがとうございます。

出席者紹介

○宇賀神計画課長　ここで、本日出席の委員の皆様について、御紹介いたします。どうぞ御着席のままでお願いいたします。

分科会長の中田委員でございます。

座席のこちらから畠山委員でございます。

櫻庭委員でございます。

櫻本委員でございます。

泉澤委員でございます。

続きまして、本日出席しております水産庁側の出席者を紹介いたします。

今ごあいさつを申し上げました橋本漁港漁場整備部長でございます。

本田防災漁村課長でございます。

配付資料の確認

○宇賀神計画課長 次に、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。まず最初、一番上に分科会の会議次第がございます。それから、めくっていただきますと、資料1といたしまして、漁港漁場整備分科会委員の名簿がございます。それから、都合によりまして資料2と3は欠番になっております。資料4といたしまして、前回諮問いたしました諮問の第186号の1枚紙と、それに関連する資料としまして資料4-1がございます。次に、資料5という諮問文がございます、それに関連する資料として資料5-1があります。次に、資料6としまして、諮問文の写しと、それに関連する資料としまして資料6-1があります。資料4、資料5、資料6は、前回配付いたしました資料と同じでございます。

その後に3つとじたものがありまして、「水産基盤整備事業の予算と長期計画について」という計画課の資料、それから、「平成23年度予算非公共事業の概要」という整備課の資料、最後に、「平成23年度予算の概要」という防災漁村課の資料があります。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これ以降の進行を中田分科会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 事

(1) 審 議 事 項

諮問第186号 行政不服審査請求について

諮問第187号 行政不服審査請求について

諮問第188号 行政不服審査請求について

○中田分科会長 それでは、早速ですが、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日の審議事項は、最初に橋本部長からお話がありましたが、前回諮問がありました千葉県銚子漁港の案件3件でございます。前回、当分科会で審査請求人からの意見を聴取しまして、公開の場及び非公開の場を含めて出席委員により審議を進めてきたところです。本日は、その諮問に対する答申につきまして確認をお願いしたいと存じます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

前回諮問がありました3件につきまして、事務局から説明がございますでしょうか。

○宇賀神計画課長 それでは、確認のため、再度審査請求の内容について説明いたします。今般の審査請求の内容は、配付いたしました資料に添付しておりますとおりでありまして、3点ございまして、まずは資料4-1という諮問第186号に関するもので、その資料の11ページ以降に審査請求書の写しを添付しております。

内容は、罰金請求刑事告発処分に対する審査請求であります。

2点目は、資料5-1、諮問第187号に関するもので、その資料の11ページ以降に審査請求書の写しを添付しております。審査請求人は、Aさんです。内容は、移動命令処分に対する審査請求であります。

3点目が、資料6-1、諮問第188号に関するもので、その資料の11ページ以降に審査請求の写しを添付しております。審査請求人は、Bさんです。内容は、移動命令処分に対する審査請求であります。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りますが、水産政策審議会議事規則の第6条によりまして、不服審査に係る内容でありますことから、非公開での審議ができることとなっておりますので、ここから非公開の形で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、これから非公開で審議を進めることにいたします。委員以外

の方、恐れ入りますが退席をお願いします。なお、事務局は同席をお願いいたします。

〔非公開審議〕

○中田分科会長 それでは、これより公開での審議を再開いたします。前回の審議会で諮問のありました諮問第186号の罰金請求刑事告発処分に対する審査請求につきまして、審査請求人より意見の聴取を行い、審議を行いました。答申内容が決まりましたので、これより答申を行います。では、答申を読み上げます。

答 申 書

22水審第24号

平成23年1月6日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会会長 櫻本 和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成22年11月29日付け22水港第1470号をもって諮問のあった千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県により提起された罰金請求刑事告発処分に係る平成22年7月16日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を却下することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 本件は、平成22年3月に鈴木栄治千葉県知事名にて千葉県農林水産部漁港課に

より提起された罰金請求刑事告発処分に対し、日本国憲法(昭和21年憲法)第31条及び刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第196条に違反し、刑法(明治40年法律第45号)第172条及び第193条並びに第230条第1項に該当する犯罪行為であり且つ行政刑罰が設けられた趣旨に反する不当行為であると思料され、刑事告発の撤回、罰金処分の取消し、支払った罰金及び移転等まつわり発生した諸経費等の損害の賠償、名誉毀損に対する謝罪と損害賠償を命ぜるとの裁決を求めている事案である。

2 審査請求人は、罰金請求刑事告発処分の撤回を求めている。

しかしながら、告発は、それが直接国民の権利義務に関係する法律上の効果を発生させるものではないことから、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第43条第1項において審査請求の対象とされている行政庁の処分その他公権力の行使とは異なる。したがって、当該請求は審査請求の対象とならないものと解される。

3 審査請求人は、罰金処分の取消しを求めている。

しかしながら、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条第1項第6号により、刑事事件に関する法令に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分については、審査請求の対象とならない。

4 審査請求人は、支払った罰金の損害賠償を求めている。

しかしながら、行政不服審査法第4条第1項第2号により、裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行われる処分については、審査請求の対象とならない。

5 審査請求人は、移転等まつわり発生した諸経費等の損害の賠償及び名誉毀損に対する謝罪と損害賠償を求めている。

しかしながら、審査請求は行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に対して、その処分の取消し等を通じて審査請求人の救済を図るものであり、審査請求において損害賠償及び謝罪を求めることはできない。

以上のとおり、本件審査請求は行政不服審査法で対象となる行政庁の処分を対象とするものではなく不適法であることから、却下することを妥当とする。

以上でございます。

それでは、これを部長にお渡しいたします。

[答申書手交]

○橋本漁港漁場整備部長 ありがとうございました。

○中田分科会長 続きまして、こちらも前回の審議会で諮問のありました諮問第187号及び諮問第188号の船舶の移動命令処分に対する審査請求につきまして、審査請求人より意見の聴取を行い、審議を行いました。答申内容が決まりましたので、この2件についても答申を行います。では、それぞれ答申を読み上げます。まず、第187号です。

答 申 書

22水審第25号

平成23年1月6日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会会長 櫻本 和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成22年11月29日付け22水港第1468号をもって諮問のあった千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県が行った帆船の移動命令処分に係る平成22年9月6日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を棄却することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

1 本件は、平成22年7月13日付け鈴木栄治千葉県知事名千葉県漁港指令第215号「命令書」による移動命令処分に対し、「移動命令処分」の根拠となる不法行為は客観的事実に反し漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号 以下「法」という。）第39条第5項第2号違反を構成しないので不当であると思料されるとし、千葉県（以下「処分庁」という。）に対し、同処分の取消しを命ずるとの裁決を求めている事案である。

2 審査請求人は、違反の事実としての「みだりに」「放置」している事実がなく、移動命令処分の取消しを求めている。

しかしながら、処分庁は平成19年3月2日付け千葉県告示第185号で、法第39条第5項の規定によるみだりに同項第2号及び第3号に掲げる行為をしてはならない区域及び同項第2号の規定による同区域内にみだりに捨て、又は放置してはならない物件を指定しており、この指定は法第39条第5項に基づく漁港の保全上特に必要があるものであり適法である。

本件事案は、指定された法第39条第5項第2号に掲げる行為をしてはならない区域において、指定された物件である漁船法（昭和25年法律第178号）第2条に規定する漁船以外の船舟が、所有者及び見回りを依頼された者等が当該船舟から離れて不在にしており、直ちに当該船舟を区域外へ移動することができない状態で係留されているものであり、さらに漁港管理者による許可その他正当な理由がないものと解される。

以上のとおり、処分庁がなした本件処分は、妥当なものであると解するので、棄却することを妥当とする。

これが第187号でございます。

続きまして、第188号の答申を読み上げます。

答 申 書

22水審第26号

平成23年1月6日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会会長 櫻本 和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成22年11月29日付け22水港第1563号をもって諮問のあった千葉県銚子市銚子漁港における漁港管理者である千葉県が行った帆船の移動命令処分に係る平成22年9月23日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を棄却することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 本件は、平成22年9月3日付け鈴木栄治千葉県知事名千葉県漁港指令第300号「命令書」による移動命令処分に対し、「移動命令処分」の根拠となる不法行為は客観的事実に反し漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号 以下「法」という。）第39条第5項第2号違反を構成しないので不当であり、憲法第39条で保障され、漁港漁場整備法の該当条項に織り込まれている「法の不遡及の原則」が適用されるところ料されるとき、千葉県（以下「処分庁」という。）に対し、同処分の取消しを命ずるとの裁決を求めている事案である。
- 2 審査請求人は、違反の事実としての「みだりに」「放置」している事実がなく、移動命令処分の取消しを求めている。

しかしながら、処分庁は平成19年3月2日付け千葉県告示第185号で、法第39条第5項の規定によるみだりに同項第2号及び第3号に掲げる行為をしてはならない区域及び同項第2号の規定による同区域内にみだりに捨て、又は放置してはならない物件を指定しており、この指定は法第39条第5項に基づく漁港の保全上特に必要があるものであり適法である。

本件事案は、指定された法第39条第5項第2号に掲げる行為をしてはならない区域において、指定された物件である漁船法（昭和25年法律第178号）第2条に規定する漁船以外の船舟が、所有者及び見回りを依頼された者等が当該船舟から離れて不在にしており、直ちに当該船舟を区域外へ移動することができない状態で係留されているものであり、さらに漁港管理者による許可その他正当な理由がないものと解される。

- 3 審査請求人は、憲法第39条で保障され、漁港漁場整備法の該当条項に織り込まれている「法の不遡及の原則」が適用され、移動命令処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件処分については告示施行後に行われた係留行為についてのみ対象としているのであり、告示を遡及的に適用しているのではない。

以上のとおり、処分庁がなした本件処分は、妥当なものであると解するので、棄却することを妥当とする。

第188号についての答申でございます。

それでは、この2つの答申書を橋本部長にお渡ししたいと思います。

〔答申書手交〕

○橋本漁港漁場整備部長 ありがとうございます。

(2) そ の 他

平成23年度予算の概要について

○中田分科会長 それでは、当分科会に付託されました諮問事項については終了いたしますが、事務局より報告事項として幾つか説明がありますので、受けたいと思います。できれば4時くらいまでに終了させたいと思いますので、その点、よろしくお願いします。

○宇賀神計画課長 配付しております資料につきまして、まず、計画課の分から御説明申し上げます。

「水産基盤整備事業の予算と長期計画について」という題の表でございます。両面コピーになっておりますが、1枚おめくりいただきますと、3ページになります。平成23年度の水産基盤整備事業でございます。漁港と漁場の整備でありますけれども、上のほうの黄色いところにありますように、平成23年度の概算決定額は723億6,700万円ということで、対前年度比88%となりました。12%減っておりますのは、来年度資源・管理漁業所得補償対策の創設に伴う予算の組みかえがありまして、水産基盤整備事業は、対前年比88%となっております。

その中でも、下の3つの項目について重点化をしてやっていくということで考えております。一番左側が水産環境整備ということで、漁場の整備に重点を置きます。それから、真ん中のところ生産基盤と流通拠点の整備。特に、下のほうの絵にありますが、衛生管理対策、これに重点を置いてやってまいります。それから、3番目が老朽化・防災対策に力を入れてまいります。

次を開いていただきまして、ページ数が見えなくなってしまうかもしれませんが、4ページです。「水産環境整備の推進」ということで、漁場整備についてでございます。これについては、検討会を開催いたしまして、図に黄色い矢印がありますように、魚はそれぞれ生まれてから成魚になるまで、いろんな生活史がございます。その生活史に応じて、総合的に整備しようという点に力を入れてやっていこうと考えております。

5ページにまいりますと、「特定第3種漁港における衛生管理対策の推進」というのがありまして、これは新しく制度が変わったところがございまして、特定第3種漁港として八戸、気仙沼、その他13の漁港がありますが、全国の3割の水揚げを誇っているところであります。ただ、昔から整備が進められてきまして、左の下の写真にありますように、かなり老朽化が進み、あるいは鳥が入ってきているところもありますので、荷さばき所、あるいはその前の岸壁について、衛生管理型のものにしようということです。これについては、5ページの右側のほうに、これまで2分の1であった岸壁あるいは荷さばき所の整備の補助率を3分の2に引き上げまして、これを重点的に進めていくこととしました。また、

その特3に限らず、こういった流通に直接かかわる荷さばき所、岸壁の整備の高度衛生管理対策については重点的にやっていこうと考えております。

6 ページに、そのイメージの図面があります。

7 ページにまいりますと、「漁港施設機能強化事業」というのがあります。これは、最近の温暖化等によりまして海の水位が上がってきているのと、台風あるいは低気圧等が大型化して漁港の岸壁に海水が乗り上げる漁港も多くなってまいりました。そこで、この岸壁のかさ上げであるとか、あるいは防波堤のブロックのかさ上げだといった安全対策を実施していくということで、現行よりも事業対象漁港が少し増えるように制度を改めております。

8 ページの一番上に、「廃船F R P 漁船の魚礁等への活用実証事業」というのがあります。これは非公共事業ですが、廃船が全国的に各漁港に2、3隻あるような状況になってきましたけれども、特に離島の漁港等におきましては、そういった廃船の処理に非常に苦慮しているというところがあります。そこで、それを一部魚礁に転用するというところを行おうとした場合に、その条件整備をしようというのがこの調査でございます。真ん中の欄の下の方に「検証事項」とありますが、やはり魚礁とするためには、その効果をきちんと把握する必要がある。それから、海底にきちんととどまるという安定性の確認が必要ですので、廃船F R P 漁船が、魚礁として使いものになるかどうかをこれから3年間調査しまして、マニュアル等にまとめて各地方公共団体、漁協等への参考にしたいと考えております。

次に、11ページからが、漁港漁場整備長期計画の概要と進捗状況でございます。現在、平成19年～平成23年までの5カ年計画として実施しております。平成19年6月8日に閣議決定いたしました。また、この決定の前には、当審議会にお諮りしまして、御意見をいただいて決定しているところでございます。

その重点事項としましては、その下の黄色いところに3つありますが、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上、それから、国際競争力強化と力強い産地づくりの推進、それから、水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成という3本を柱として計画しております。

12ページをご覧くださいと思います。この長期計画の意義といいますのは、5カ年間の漁港漁場整備事業の全体の実施の目標、すなわち、5カ年間やっただけでどうなるのかというアウトカム指標と言われている目標を明らかにすることと、5カ年間の事

業量を明らかにするという長期計画の意義があります。

それぞれの3つにつきまして、例えば水産資源の生産力の向上のところだと、14.5万tを5年間で増産させるという目標を掲げております。それから、真ん中のところでは、高度に衛生管理される水産物の出荷割合を、平成16年で23%であったところを5年後、平成23年の末には50%まで上げる。それから、耐震化の陸揚げ岸壁の割合を9%から40%に上げるという目標を立てております。それと、漁村に関しましては、一番右側ですが、漁業集落排水施設の整備による漁村の集落人口比率の向上、つまり水洗化された人口の割合ですが、現在の35%を60%まで上げよう、それから、防災機能が図られた漁村の人口比率を21%から30%に上げようという目標を掲げまして、それぞれその下に事業量の目標も設定いたしました。

それが実際どうなっているかというのを13ページに示しておりますけれども、細かい御説明は省略させていただきますが、いずれも平成19年度、平成20年度、平成21年度の3年間ではまずまず目標に沿った形で進んできております。ところが、御承知のとおり、平成22年度、今年度予算は前年度に比べますと15%程度の減になっておりまして、また来年度は先ほどのとおり88%で12%減ということなので、2年連続大幅な減少になっておりますので、今後の達成状況はかなり厳しいものになるかなと考えております。

来年度、平成23年度はこの5カ年計画の最終年度になってまいりますので、今後どのように進めていくか議論していく必要があるという状況になっております。

計画課からは以上でございます。

次、整備課から説明いたします。

○猿渡整備課総括補佐 続きまして、整備課より御説明いたします。

タイトルは、「平成23年予算非公共事業の概要」という資料でございます。A4横の3枚の資料です。これをご覧いただきながら説明いたします。3ページをご覧ください。漁場環境・生物多様性保全の取り組みでございますが、漁業は海洋生態系の一部を利用してある産業であり、漁場環境や生物多様性の影響を大きく受けていることから、我が国の漁業生産を将来にわたって持続的に確保していくためには、漁場環境及び生物多様性が健全に維持されていくことが不可欠でございます。農林水産省では、平成19年7月に策定した農林水産省生物多様性戦略並びに同年11月に閣議決定された第3次生物多様性国家戦略をもとにして、農林水産業における生物多様性の保全に関する施策を展開しているところでありますが、水産庁としても、水産物の安定供給の維持に資するため、平成20年度から必

要な施策に取り組んでいるところでございます。対策の事業名は「漁場環境・生物多様性保全総合対策事業」で、予算額が9億4,462万1,000円でございます。括弧書きは前年度予算額でございます。

このうち、整備課で所管しているものが真ん中より下の赤い枠で囲っている3つの事業でございます。「厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業」。これが2億3,750万円です。それと、一つ飛びまして、「木材利用を促進する増殖技術開発事業」。これが2億6,113万7,000円。その下の「水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業」。これが7,355万6,000円でございます。

それぞれの事業の内容でございますが、4ページをご覧ください。右上のほうに地図が載っておりますが、地図の真下のほう、沖ノ鳥島という小さな島のサンゴ礁でございますが、これは他の地域から種苗の供給が期待できない、またこの周りの波や流れの影響により種苗の着生が困難。それと、温暖化により海面が上昇して、高水温が懸念されておまして、生育環境が非常に厳しい条件下にある沖ノ鳥島において、サンゴ増殖技術の開発を行うという事業でございます。

沖ノ鳥島に多様なサンゴ種がございますが、これらを採取いたしまして、沖縄に運びまして、この沖縄の種苗センターで産卵から受精ということで、ここで育ったものを沖ノ鳥島にまた持っていきまして、増殖基盤という新しい基盤をこれに設置してサンゴを増殖させる。また、このサンゴ増殖技術を確立して、これを国内外の他地域へ活用、復旧を目指す事業で、平成21年度より実施しておまして、平成25年度までの5年間で予定しております。委託先は民間団体等でございます。

次に、その下の5ページをご覧ください。この事業は、豊かな漁場は健全な森林により育まれているという考えのもとに、森林の保全、利用を支援する観点から、製作が簡易でかつ木材の利用率が高い増殖用機材を開発し、全国への普及を図る事業でございます。また、各地域において産出される木材の持続的な利用に取り組む団体を対象に、増殖礁の技術開発及び実証を支援する事業でございます。平成22年度より実施し、平成26年度までの5年間で予定しております。

一般の増殖礁は——魚礁も含めてそうでございますが——コンクリートが一般的でございますが、この木材を利用した場合には、微生物、海藻が付きやすく、それを求めて魚類がよく集まるという実験も聞いております。

6ページをご覧ください。この事業は、魚類、貝類、海藻類と、水産生物の生活史に対

応する広域的な水産環境形成手法を検討するとともに、ウニやアイゴ等の食害生物や貧酸素水塊の発生源となる窪地など、生活史の循環を阻害する要因を除去する技術及び貝殻等生物由来素材の利用や効果の低下した漁場の再生による漁場機能増進技術、並びに鉄鋼スラグを利用した藻場の育成と漁場環境修復技術の開発、実証を行う事業で、平成22年度より実施し、平成26年度までの5年間で予定しております。委託先は、民間団体等でございます。

以上で整備課の平成23年度予算の説明を終わらせていただきます。

○本田防災漁村課長 続きまして、様式が90度傾きますが、「平成23年度予算の概要」、漁港漁場整備部防災漁村課と書いた防災漁村課関係の予算の概要資料について御説明いたします。

防災漁村課という名前から、ここは一体何をするとところなのという、仕事の内容がちょっとわかりにくい部分があるかと思いますが、簡単に申しますと、我が課では、安全・安心に暮らせる漁村の環境づくり。これは特に防災という観点です。それから、漁村あるいは沿岸漁業の活性化といった施策。これが大きく分けて2本の柱となっております。

表紙を1枚めくっていただいて、3ページをご覧ください。これは当課で所管しております公共事業関係予算でありまして、これは先ほど言いました安全・安心、防災にかかわる予算ということになります。先ほど計画課から説明のありました水産基盤整備以外に、水産庁の所管する公共事業といたしまして、ここにあります漁港海岸事業と災害復旧事業がございます。そのほかに、農林水産共通で執行しております農村振興計上予算ですが、農山漁村地域整備交付金というものがございます。

漁港海岸事業といいますのは、漁港の周囲の海岸線あるいは漁港の背後の集落を津波あるいは高潮といった災害から守るための保全施設ということでありまして、漁港をご覧になったときに、漁港施設と多分一体となっているので、どれが海岸施設でどれが漁港施設かというのはなかなかわかりにくい部分があるかと思いますが、基本的にはその背後、この集落等を守るということを目的としている施設であります。

予算規模といたしましては、ここに7億6,900万円とございますけれども、農山漁村地域整備交付金ができる前は100億円近い予算がありました。そのうちの大部分が農山漁村地域整備交付金ができるときにそちらに移行したという形になっておりまして、現在、漁港海岸事業の大部分はそちらで実行しているという形になります。

交付金というのは、本来、都道府県の裁量性を重視するということで、農・林・漁業、

どこにどういうふうに使っていくかというのは地区も含めて事業主体の裁量性が結構重視されておりますが、そうではなくて、ここにやるということがあらかじめ決まっているものにつきましては、逆に裁量性を発揮する余地がないということで、こちらに計上しております。具体的には、他省庁が実施している直轄事業と連動して行うような事業は地区があらかじめ決まりますので、こちらで実施するという形になっております。

補足ですけれども、農山漁村地域整備交付金につきましては、平成22年度の1,500億円という予算が今回大幅に縮小しておりますが、これは農・山・漁村で一括交付金したものをさらに政府で一括交付金化するという流れの中で、大部分がそちらに移行するというに伴うものでございます。

それから、災害復旧事業につきましては11億円の予算がございますが、これは対前年比1.00ということでございまして、ずっと変わっておりません。これは、災害の発生があらかじめ予想できないので、基本的には災害は起こったものに応じて補正予算で手当するという部分が非常に多いということもありまして、当初予算としては大体例年並みで予算を計上しているものであります。

以上、公共事業は終わりました、4ページ、5ページは参考程度に後ほどご覧いただければと思います。

7ページ以降は、当課の非公共事業でありまして、どちらかというと漁村活性化の観点からのものでございます。赤潮、磯焼け緊急対策でございますが、これは7ページの一番下に書いてありますように、平成23年度単年限りの予算でございます。趣旨に書いてありますように、平成21年、平成22年と2年連続で八代海、有明海、橘湾において大規模な赤潮が発生しているということで、2年合わせますと被害総額が90億円という過去に例のない大規模な被害が出ている。あるいは、地球温暖化の影響等があるのかもしれませんが、全国的に藻場が消失する磯焼け現象も、依然として深刻な状況だと。こういった沿岸環境の悪化に緊急的に対処しようという予算であります。

そのうち、当課の関係部分につきましては、9ページをご覧いただきたいと思います。この事業は、①～④までの4つの事業で構成されております。①と②につきましては、今般、赤潮被害があった有明、八代、橘湾における赤潮対策の実証事業ということで、沖合に出すための生けす、あるいは海底に眠っているシャトネラシスト対策をほどこすための底質の改善等を実証的に行う予算であります。

③は磯焼け対策のやはり実証事業でございますが、これを海藻等を育成しつつ、食害魚

の食圧を分散させる、あるいは基質面を更新して海藻の生えやすい環境をつくる。こういったものを複合的に一定規模やれば、一定の海域で磯焼けの改善が見られるのではないかとということの実証調査ということで、①～③につきましては実証調査的側面の強い事業であります。

④につきましては、赤潮の先ほど申し上げましたいろいろな実証調査等も踏まえまして、具体的に、これは赤潮の懸念があるところは全国どこでも可能なのですけれども、こちらはその赤潮を回避するあるいは赤潮に耐えられるようないろんな施設の整備を行っていくということで、これまでいろんな形でやっていた共同利用施設の施設整備と内容的には変わりませんが、趣旨として赤潮対策に合致するものをここで実施することが可能であるというものであります。

11ページをご覧いただきたいのですが、これは漁村の活性化に資するソフト事業であります。漁村地域力向上事業。

内容は12ページをご覧ください。12ページの絵の真ん中にありますように、補助事業と委託事業、これは2本立てでございますが、基本はこの右側の委託事業でありまして、漁村の活性化に必要ないろいろな全国で使えるような共通ツールをつくっていく、あるいは人材を育成していくというような取り組みであります。

ただ、全国でいろいろやるといっても、事例がないとなかなかまねできない。あるいは、例えば子供たちを漁村に受け入れるという取り組みを文科省と農水省が一緒になってやっているのですけれども、漁村はどうもとつつきが悪い。なぜなんだろう。こういったところについて、共通的な要因があるのではないかと。こういったところをどうするのか。そういった共通的な課題に対して答えを用意するのがこの活力ある漁村づくり促進事業でありまして、左側の補助事業というのは、先ほどちょっと申し上げましたが、いい事例も紹介してあげないと、それをまねできない。じゃ、いい事例をつくる必要があるよねということで、自分たちで成功事例をつくりたいというものについて、補助で支援する。それをまた委託事業で回している委員会の専門家の方々が現地に行っている指導して、成功事例に持っていく。持っていければ、これをまた全国に優良事例として普及するという形で、この委託事業と補助事業を車の両輪として展開しているものであります。来年度最終年で、これまで4年、最終年合わせて5年間の事業であります。

13ページにつきましては、離島漁業再生支援交付金ということで、漁業条件不利、燃油費が高いとか消費地に遠いという状況、あるいは離島の漁業を再生するための活動支援経

費であります。

具体的には14ページにございますが、離島におきまして漁場生産力の向上に資する取り組み、あるいは創意工夫を生かした新たな取り組みといったものの活動を支援するための予算であります。

15ページからが「強い水産業づくり交付金」ということで、これは都道府県向けの施設整備交付金を一本化したもので、かつて沿岸漁業構造改善事業とか、栽培漁業関係、あるいはさけ・ます関係への施設整備予算といったものであります。これが拡充と書いてありますが、実際、予算規模としてはかなり目減りをしてはいるのですけれども、新たな観点で予算を大幅に組みかえております。

それが17ページであります。「産地水産業強化支援事業」というものでありまして、これまでは主として漁協が事業主体となつて行う共同利用施設であつたわけですが、漁業振興という観点を当然重視して行ってきた側面があるわけです。つらつらと考えていますと、沿岸漁業、漁村の中で、例えば漁業だけで漁村が構成されているわけではなくて、漁業が廃れていくと当然漁村が廃れていくわけです。一方で、じゃ、漁業だけよくて漁村のほかの要素がどんどん廃れたときに、先に漁村が崩壊したときに漁業がそこで継続できるかと、これもまた無理だと。やはり、漁村と沿岸漁業というのは一体不可分で、両方が発展、再生していかなければいけないだろうということで、今、農林、水産ともに取り組んでいる6次産業化というものをキーワードとしつつ、沿岸漁業の振興とあわせて、その地域の6次産業化に取り組んでいこうということでもあります。

事業としては、ソフト事業とハード事業の2本立てでありまして、ソフト事業の中で、地域の漁業者団体だけではなくて、地域住民あるいは外部の専門家あるいは加工・流通といった第2次、第3次産業の従事者といった方々が集まる産地の協議会をつくっていただいて、地域の沿岸漁業を核として、地域でどういうふうに6次産業化をしていくのかということをお話し合っていていただく。その中で、必要とされる施設整備についてハードで支援していこうというものでございます。

これを行うことによりまして、沿岸漁業だけでなく、沿岸漁業が展開される地域、産地もあわせて維持・再生を図って、ひいては水産業の健全な発展、水産物の安定供給の確保といった水産基本法の目的に資するものとしていきたいということで、これは来年度からスタートを予定しておるものであります。さらに、この事業の大きな特徴としましては、産地協議会を重視するというスキームでありますので、従来の強い水産業づくり交付金が

都道府県に交付したのに対し、これは基本的に、ソフト支援は産地協議会へ直接、それからハード支援も市町村に対して交付するという形になります。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

整備課と計画課、それから防災漁村課、それぞれ関連の平成23年度予算等について説明をしていただきました。

いろいろお聞きになりたいことがあると思うのですが、時間の余裕がなくなってきましたので、できれば後ほど担当にいろいろ問い合わせさせていただければと思いますが、この場でぜひお聞きになりたいということがあれば質問等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

次回日程について

○中田分科会長 本日の分科会につきましてはこれで終了したいと思いますが、事務局から次回の審議会の日程について何か御提案がございますでしょうか。

○宇賀神計画課長 次回の漁港漁場整備分科会の日程でございますが、島根県の浜田漁港の案件、諮問第179号の答申を中心としまして、また追加があれば、それをあわせて行っていただきたいと考えております。時期といたしましては、2月の下旬～3月上旬で考えておりますけれども、改めて事務局から日程案を各委員の皆様にお諮りし、決定したいと考えております。

○中田分科会長 2月の下旬～3月上旬頃、それぞれお忙しいころかと思いますが、日程調整をさせていただくということですので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、第25回漁港漁場整備分科会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会